

氷見市農業委員会 定例総会議事録

(令和3年度 12月度)

- 1 日 時 令和3年12月2日(木)
開会：午後2時58分
閉会：午後3時25分
- 2 場 所 氷見市役所C棟3階 301会議室
- 3 出席委員 14名
1番 山下 裕 2番 中葉 隆 3番 道淵 登
4番 上出 義美 5番 西塚 信司 6番 田中 昭一
7番 吉田 武嗣 8番 宮木 克幸 10番 田中 利男
11番 嵐 浩由 12番 扇谷 俊彦 13番 山下 茂昭
14番 岩上 茂 15番 松原 邦夫
- 4 欠席委員 9番 小澤 幹夫
- 5 議 題 第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について
- 6 報 告 報告第1号 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）について
- 7 職務のため出席した事務局等職員
4名
局 長 西島 秀元 主 任 西山 直樹 事務員 池田 幸代

市長部局から
農林畜産課長補佐 山下 弥奈江
- 8 総会の概要
(事務局) ただいまから、令和3年度12月度定例総会を開催いたします。
はじめに、会長から挨拶がございます。

(会長) 挨拶 (略)

(事務局) ありがとうございました。
今回も、農業委員会憲章の朗読を割愛いたします。

(事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条により、会長が務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、本日の総会に付議する案件は、
第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について
であります。

□議長(会長) また、報告事項として
報告第1号 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断(非農地認定)について
であります。

□議長(会長) 本日は、小澤委員から欠席の報告を受けていますが、在任委員15名中14名と過半の出席により、総会は成立していることを報告いたします。

□議長(会長) これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、吉田委員、宮木委員をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてつきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) (趣旨説明の後、農林畜産課より説明)

第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、ご説明いたします。今月の利用権設定は、相対と農地中間管理事業の利用集積計画であります。

番号1～——の借受人の氏名、面積を確認

以上、総合計で——件、——筆、設定面積——㎡について、——名の貸し手から利用権の設定を受けるものとなっています。

これらの案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる基本構想との整合性、農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。よろしく願いいたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。なお異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、ご説明申し上げます。

今回の申請件数は2件です。

まず1件目は、氷見市**——番他、計__筆で、申請面積は——㎡、登記地目は全て田です。

譲渡人 氷見市**——番地（氏名**）から、

譲受人 氷見市**——番地（氏名**）へ譲渡人の要望により所有権の移転を行うものです。

（タブレットで位置、現況を確認）

本件は経営規模縮小を考えている譲渡人が耕作者を探していたところ認定農業者の**氏の紹介があり、経営規模拡大を考えていたことから話がまとまり、所有権移転となったものです。なお、**地内では自作地、小作地ともにありませんでしたので、基盤法は利用できませんでした。

次に2件目は、氷見市**番で、申請面積は—m²、登記地目は田です。

譲渡人 氷見市**番地（氏名**）から、

譲受人 氷見市**番地（氏名**）へ譲渡人の要望により所有権の移転を行うものです。

（タブレットで位置、現況を確認）

本件は譲渡人と譲受人は親族の関係でありまして、その関係性から譲受人に売買の話を持ちかけ、所有権移転となったものです。

以上、今回の案件は、農地法第3条第2項各号に規定されている全部効率利用、常時農業従事、下限面積など、不許可の要件に該当しておりませんので、許可が相当と判断されます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件、3件につきましてご説明いたします。

番号1、地区は——です。

譲受人は氷見市**——番地（氏名**）、

氷見市**——番地（氏名**）、

譲渡人は高岡市**——番地（氏名**）、

申請地は、氷見市**——番、申請書において地目は登記が田、現況は畑です。

（タブレットで位置、現況を確認）

申請面積は——m²、転用目的が——、権利は——です。

農地区分は第1種農地です。

番号2、地区は——です。

譲受人は氷見市**——番地（氏名**）、

譲渡人は氷見市**——番地（氏名**）、

申請地は、氷見市**——番、申請書において地目は登記が田、現況は畑です。

（タブレットで位置、現況を確認）

申請面積は——m²、転用目的が——、権利は——です。

農地区分は第1種農地です。

番号3、地区は——です。

譲受人は氷見市**——番地（氏名**）、

譲渡人は氷見市**——番地（氏名**）、

申請地は、氷見市**——番、申請書において地目は登記、現況ともに畑です。

（タブレットで位置、現況を確認）

申請面積は——m²、転用目的が——、権利は——です。

農地区分は第1種農地です。

引き続き、許可基準について説明。

今回付された案件3件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般*月**日に行われました**委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査につきまして、**委員から報告を受けます。

（**委員） 先般*月**日、わたしと地区推進委員及び事務局員で現地調査を実施しました、その結果について報告いたします。

今回の案件3件ですが、番号1、番号2につきましては、除外申請時に現地調査をしており、計画の変更等がないことから今回の調査は不要となります。

番号3につきましては、隣接地との境界が確定されており、用排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

また、隣接農地耕作者からの承諾が得られており、「氷見市土地改良区」からの同意書も添付されております。

以上、今回の案件3件は、原案のとおり許可相当であると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と**委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり、許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長） 次に、第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） （趣旨説明の後、農林畜産課より説明）

第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更についてにつきまして、ご説明いたします。

番号1、地区は——です。

願出者は、氷見市**——番地（氏名**）

除外対象地は、氷見市**——番、申請書において地目は登記、現況ともに田です。

対象地の面積は——m²です。

（タブレットで位置、現況を確認）

農用地域でしかできない理由として、譲受人は現在**市の共同住宅で夫と子供の3人で居住しているが、長男の成長や将来家族が増えることを考えると手狭になってくる。また、現在は育休中であるが復職を考えており、夫婦共働きになるため、両親に子育ての協力を得られる実家近くが望ましいとのことです。

隣接耕作者、集落代表者、地区推進委員、土地改良区からの同意も得られております。

除外の基本的な要件として、必要性、規模の妥当性が認められること、周辺農地の営農、利用集積に支障がないこと、土地改良施設の機能に影響がないこと、土地改良事業の事業完了年度の翌年度から起算して8年が経過していることとなっております。

周辺農地の営農、利用集積への影響については位置図より、農地の真ん中などではなく、宅地など既存の除外地に接続していることをご確認いただければと思います。

では、今回付された案件1件につきまして、農業委員会として意見があるかについて、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般*月**日に行われました**委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査につきまして、**委員から報告を受けます。

（**委員） 先般*月**日、わたしと地区推進委員及び事務局員で現地調査を実施しました、その結果について報告いたします。

今回の案件1件につきまして、隣接地との境界が確定されており、排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

また、給水についてはバルブによる給水のため、隣接農地に影響がな

いように注意が必要であることを申し添えました。

また、隣接農地耕作者からの承諾が得られており、「氷見市土地改良区」からの同意も得られております。

以上、今回の案件1件は、原案のとおり除外はやむを得ないものであると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と**委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） なお、本件は第1号議題と同様に諮問案件でありますので、意見はいかがでしょうか。

……………発声なし……………

□議長（会長） 意見が無いようですので、異議等がないと認め、第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更につきまして、変更案のとおり承認し、「意見無し」と氷見市長に答申することとします。

□議長（会長） 付議案件は以上です。次に報告事項に移ります。

□議長（会長） 報告第1号 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 報告第1号 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）についてにつきましてご説明いたします。

11月に現地調査を行った非農地認定は2件です。

番号1は**の*筆、番号2は**の*筆になります。

こちらの申請を踏まえ、先般*月**日に**委員、**推進委員、**推進委員の3名で現地調査を行い、その結果いずれの農地も非農地であると判断させていただきましたことをご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、質問があれば、お願いします。

（**委員） 非農地判断した後の地目は何になるのですか。

（事務局） 法務局の判断になりますが、申請では番号1は山林、番号2は宅地を希望されています。

□議長（会長） 他に質問はありますか。

質問が無いようですので、以上で本日の案件は、全て終了しました。
これで、氷見市農業委員会12月度定例総会を終了します。

・その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年12月2日

議 長

署名委員

署名委員
